

ゆざわ安心おもてなしプロジェクト実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、湯沢町内の事業者が感染症に強い事業環境を整備して経済活動を維持するとともに、湯沢町観光まちづくり機構が定める新型コロナウイルス感染予防に必要な対策を遵守する事業者を湯沢町観光まちづくり機構が認証する制度を設けることにより、利用者へ安心・信頼を提供することを目的とする。

(対象)

第2条 湯沢町内に、日常的に一定の観光客又は町民等の出入りがある営利を目的とした事業所、店舗等を運営する法人及び個人事業主で、申請時点で事業を継続しており、かつ補助金受給後も事業を継続する意思がある事業者（法人の本店所在地及び個人事業主の住所地が町外であっても可。以下、対象事業者という。）。

2 暴力団等の反社会的勢力でないこと、反社会的勢力との関係を有しないこと、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けていないこと、及びこれに類すると認められないこと。

3 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者でないこと。

4 政治団体、宗教上の組織若しくは団体でないこと。

(基準)

第3条 湯沢町観光まちづくり機構は、対象事業者が認証取得申請を行う施設（以下対象施設という。）において取り組むべき感染症予防対策に係る基準（以下「認証基準」という。）を定めるものとする。

2 湯沢町観光まちづくり機構は、認証基準を対象施設が自ら確認するために使用するチェックリスト（以下「セルフチェックリスト」という。）を定めるものとする。

(申請)

第4条 認証を受けようとする対象事業者は、対象施設ごとに、認証基準に基づき感染防止対策に取り組み、書面により又は電子情報処理組織を使用して、湯沢町観光まちづくり機構に申請するものとする。

(認証等)

第5条 前条の規定により認証の申請があったときは、湯沢町観光まちづくり機構（その委託を受けた者を含む。第3項及び第4項において同じ。）は、提出された書類を確認するとともに、実地調査を行うこと等により、申請の内容を審査するものとする。

2 湯沢町観光まちづくり機構は、前項の申請が認証基準に適合していると認めるときは、当該申請に係る対象施設についてその旨を認証するものとする。

3 湯沢町観光まちづくり機構は、前項の規定により認証したときは、当該認証に係る対象事業者（以下「認証事業者」という。）に対し、認証した旨を通知するとともに、認証した旨を表象する認証マークを交付するものとする。

4 湯沢町観光まちづくり機構は、第1項の申請が認証基準に適合していないと認めるときは、当該申請に係る対象事業者に対し、認証基準に適合していない事項を摘示し、適合するように指導等を行うものとする。

5 新潟県が実施する「にいがた安心なお店応援プロジェクト」の認証を受けた施設に於いては、同項目の調査を省略して認証することができる。

(認証マークの利用等)

第6条 認証事業者は、認証に係る対象施設（以下「認証施設」という。）において認証マークを利用（当該認証施設の利用者の見やすい場所に認証マークを掲げることという。以下同じ。）するとともに、その広告物等において「ゆぎわ安心おもてなしプロジェクト認証施設」の名称を使用することができるものとする。

2 認証マークの再交付は、原則として行わないものとする。

(認定施設の周知)

第7条 湯沢町観光まちづくり機構（その委託を受けた者を含む。）は、認証施設の情報を湯沢町観光まちづくり機構が運営する認証制度WEBページに掲載すること等により、広く周知する。

(変更の報告)

第8条 認証事業者は、認証施設の名称、その他認証に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、書面により又は電子情報処理組織を使用して、湯沢町観光まちづくり機構に報告するものとする。

(調査等)

第9条 湯沢町観光まちづくり機構（その委託を受けた者を含む。）は、必要が

あると認めるときは、その職員等をして、認証施設を調査し、認証に係る感染症予防対策の実施状況を点検させ、報告を行わせることができるものとする。

(認証事業者の責務)

第10条 認証事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 認証に係る感染症予防対策を誠実に実施し、及びその従業員に実施を徹底させること。

(2) 認証事業者は、毎日、セルフチェックリストを用いて、認証基準への適合状況を確認し、利用者の見やすい場所に掲示すること。

(3) 認証マークの適正な使用及び管理を行うこと。

(4) 湯沢町観光まちづくり機構等が行う認証施設に係る調査に協力すること。

(認証の辞退)

第11条 認証事業者は、その認証施設が認証の要件を満たさなくなると見込まれるときは、あらかじめ、書面により又は電子情報処理組織を使用して、認証の辞退を申し出るものとする。

2 前項の申出をした対象事業者は、遅滞なく、認証マークの利用及び「ゆざわ安心おもてなしプロジェクト認証施設」の名称の使用をやめなければならない。

(認証の取消し)

第12条 湯沢町観光まちづくり機構は、認証施設が認証の要件を満たさなくなったことを確認したときは、当該認証事業者に対して改善を要請し、又は認証を取り消すことができるものとする。

2 湯沢町観光まちづくり機構は、前項の規定により認証を取り消したときは、当該対象事業者に対し、その旨を通知するものとする。

3 第1項の規定により認証を取り消された対象事業者は、遅滞なく、認証マークの利用及び「ゆざわ安心おもてなしプロジェクト認証施設」の名称の使用をやめなければならない。

(免責)

第13条 湯沢町観光まちづくり機構は、対象事業者が認証を受けられなかったこと若しくは認証事業者が認証を取り消されたこと又は認証施設において感染症が発生したことによって、対象事業者又は対象施設の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、認証制度の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月30日から施行する。